

インフォメーション

登録衛生検査所 臨床 宮崎

TEL0985-52-6688

FAX0985-52-8093

新型コロナウイルス検査 検体検査実施料に係わるご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和3年12月10日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1210第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、令和3年12月31日より適用される事となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◆ 実施料が改訂された項目

点数区分	検査項目名	判断区分 (点)	新実施料 (点)	旧実施料 (点)	備考
D012 感染症免疫学的検査					
25	SARS-CoV2抗原検出 (定性)	免疫 144	300	600	※2
39	SARS-CoV2・インフルエンザウイルス抗原 同時検出(定性)	免疫 144	420	600	※2
46	SARS-CoV2抗原検出 (定量)	免疫 144	560	600	※1 2、3
D023 微生物核酸同定・定量検査					
9	SARS-CoV2核酸検出 (それ以外の場合)	微生物 150	700	1800	※2
14	SARS-CoV2核酸検出 (検査委託)	微生物 150	1350	1800	※1 2、3
9	SARS-CoV2・インフルエンザ核酸同時検出 (それ以外の場合)	微生物 150	700	1800	※2
14	SARS-CoV2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	微生物 150	1350	1800	※ 2、3

※1 弊社受託項目

※2 詳細につきましては裏面をご参照下さい

※3 SARS-CoV2核酸検出(検査委託)/SARS-CoV2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)につきましては、中央社会保険医療協議会総会(令和3年12月8日)において承認されており、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い700点とする予定

点数区分	検査項目名	判断区分 (点)	新実施料 (点)	旧実施料 (点)	備考
D012 感染症免疫学的検査					
25	SARS-CoV2抗原検出 (定性)	免疫 144	300	600	※3
39	SARS-CoV2・インフルエンザウイルス抗原 同時検出(定性)	免疫 144	420	600	※3
46	SARS-CoV2抗原検出 (定量)	免疫 144	560	600	※4

下線部が追加または変更されました。

※3 ア SARS CoV 2 抗原検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて SARS CoV 2 抗原の検出 (COVID19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID19 の患者であることが疑われる者に対し COVID19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS CoV 2 抗原検出(定性)を実施した場合、SARS CoV 2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。

※3 イ SARS CoV 2 抗原検出(定量)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS CoV 2 抗原の検出 (COVID19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID 19 の患者であることが疑われる者に対し COVID 19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)による SARS CoV 2 抗原 検出定量 を行った場合に限り、「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID 19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。上記に加え、COVID19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発 0225 第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS CoV 2 抗原検出(定量)を実施した場合、SARS CoV 2 抗原 検出(定性)については、別に算定できない。

※4 SARS CoV 2 ・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS CoV 2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID19 の患者であることが疑われる者に対し COVID19 診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID 19 以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS CoV 2 ・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS CoV 2 抗原検出定性及び SARS CoV 2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。

点数区分	検査項目名	判断区分 (点)	新実施料 (点)	旧実施料 (点)	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査					
9	SARS-CoV2核酸検出 (それ以外の場合)	微生物 150	700	1800	※5
14	SARS-CoV2核酸検出 (検査委託)	微生物 150	1350	1800	※5

下線部が追加または変更されました。

- ※5 SARS CoV 2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019 nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS CoV 2 の検出(COVID19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID19 の患者であることが疑われる者に対し COVID19 の診断を目的として行った場合又は COVID19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナ ウイルス核酸検出の所定点数 3 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」令和3年2月25日健感発 0225 第1号 の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

注 SARS-CoV2核酸検出(検査委託)/SARS-CoV2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)につきましては、中央社会保険医療協議会総会(令和3年12月8日)において承認されており、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い700点とする予定とされております

点数区分	検査項目名	判断区分 (点)	新実施料 (点)	旧実施料 (点)	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査					
9	SARS-CoV2核酸検出・インフルエンザ核酸同時検出 (それ以外の場合)	微生物 150	700	1800	※5
14	SARS-CoV2核酸検出・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	微生物 150	1350	1800	※5

下線部が追加または変更されました。

※6 COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS CoV 2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS CoV 2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出(以下、「SARS CoV 2 ・インフルエンザ核酸同時検出」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 2014 版」に記載されたカテゴリー-B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」令和3年2月25日健感発 0225 第1号の「第1 退院に関する基準」において実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS CoV 2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS CoV 2 核酸検出及び ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS CoV 2 を含む。)については、別に算定できない。

注 SARS-CoV2核酸検出(検査委託)/SARS-CoV2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託)につきましては、中央社会保険医療協議会総会(令和3年12月8日)において承認されており、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に再度見直しを行い700点とする予定とされております